

NQ ワンストップサービス会員規約

(目的)

第1条

本規約は、一般財団法人未来医療推進機構(以下、「当機構」という)が運営する未来医療国際拠点「Nakanoshima Qross(以下、「NQ」という)」における「NQ ワンストップサービス」への会員登録に関し、会員(以下、「本会員」という)が遵守すべき事項を定めることを目的とします。

(本規約の範囲)

第2条

本規約は、本会員として入会したものが、本会員として行う一切の行為に適用されます。

(会員制度)

第3条

本会員は、本規約に従い、当機構との間で会員契約を締結することで、別表に記載された当機構が提供するサービス等(以下、「本サービス等」という)を利用することができるものとします。

(本会の運営)

第4条

1. 本会員の種類は、次のとおりとします。
 - ・NQ パートナース会員
本サービス等の提供者となる又は利用する法人、その他の組織
 - ・NQ サポートーズ会員
本サービス等を利用したい法人、その他の組織

本会員に所属する法人は、役員、従業員、及び構成員等のうち常勤の方の中から、本サービス等の利用または提供者を指定し、担当者を介して本サービス等を利用できます。

(ワンストップサービスの提供)

第5条

1. NQ パートナース会員は、本サービス等の提供者になることができます。
2. 前項に掲げる NQ パートナース会員になるためには、別途定める業務委託契約書又は取引基本契約書を、当機構と締結する必要があります。
3. NQ パートナース会員が本サービス等を提供するにあたっては、当機構が NQ パートナース会員の窓口となり、NQ サポートーズ会員からの依頼の取次ぎを行います。

(入会資格)

第6条

- 本会員として入会できる方は、次の各号の項目をすべて満たす方とします。
- (1) 本規約及び関連諸規則(以下「本規約等」といいます。)を承認、遵守する法人、その他の組織。
 - (2) 暴力団員、暴力団関係者、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」といいます。)と関係を有さず、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する法人、その他の組織。
 - (3) 過去にNQで除名処分を受けたことや、除名処分に該当する行為を行ったことがない法人、その他の組織。ただし、当機構が別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた法人およびその他の組織は除きます。
 - (4) その他、当機構が入会を相応しいと判断した法人、その他の組織。

(入会)

第7条

1. 入会希望の方は、本規約等に同意し、当機構が定める申込み方法により、当機構が定める「NQ ワンストップサービス利用申込書」に会員の種類の選択と必要事項を入力した上で、申込みを行うものとします。
2. 前号の申込みを受けた場合、当機構は審査のために必要な資料(登記簿謄本、財務諸表等)の提示を求めることができ、当機構において入会審査(与信管理を行う場合があります)を行い、その申込みを承諾または拒否することができるものとします。また、当機構は、申込みの承諾にあたって、本規約等の定めとは別に、条件を付することができるものとします。
3. 前項に定める承諾を受けた方を本会員とします。
4. 入会日は、第2項の定めによって当機構が申込みを承諾した日とします。

(年会費)

第8条

本会員が当機構に納入する年会費は、当面は無料ですが、将来的に有料にすることがあります。その場合には、事前に本会員へ通知するものとします。

(会員資格有効期間)

第9条

本会員の会員資格は、第10条による退会の申し出がある場合を除き、毎年4月1日に自動更新されるものとします。

(退会)

第10条

本会員は、所定の手続きを経ていつでも退会することができます。

(除名)

第11条

1. 本会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当機構は所定の手続きを経て、何等催告なしに当該本会員を除名することができるものとします。
 - (1) 当機構の名誉を棄損し、または当機構の目的に反する行為があった場合。
 - (2) 本会員として品格を損なう行為があった場合。
 - (3) 法令もしくは公序良俗に反する行為があった場合、またはそのような行為を助長するおそれがある場合。
 - (4) 当機構が開催するイベント、プログラム等またはNQにおいて著しく粗野もしくは乱暴な言動を行いまたは威勢を示すことにより、他の会員もしくは他の利用者に不安を覚えさせる行為をした場合、または会員の迷惑となる行為をした場合。
 - (5) NQを故意により毀損した場合。
 - (6) 本規約等に違反し、本会員に対して当該違反を改めるように催促したにも関わらず、是正しない場合。
 - (7) その他正当な事由がある場合。
2. 当機構が前項により除名した場合、当機構は、当該会員に対して当該除名事由に伴って生じた損害の賠償を請求することができます。

(会員資格の喪失)

第12条

1. 本会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は会員資格を喪失するものとします。
 - (1) 第10条(退会)の規定により退会した場合。
 - (2) 第11条(除名)の規定より除名された場合。

- (3) 本会員が、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合。
- (4) 本会員が、解散の決議を行い、もしくは解散命令を受けた場合(合併に伴って解散する場合は除く)。
- (5) 当機構が解散した場合。
- (6) 当機構が連絡を試みて 3 ヶ月以上連絡が取れない場合。

2. 前項により会員資格を喪失した場合、本サービス等の利用及び提供を行うことができません。

(変更の届出)

第13条

1. 本会員は、その氏名もしくは名称、住所、所属及び連絡先の変更等、当機構への届出事項が生じた場合には、遅滞なく手続きを行うものとします。
2. 当機構は、本会員が前項の手続を行わなかったことや誤りがあることによって本会員に生じた不利益については、一切の責任を負いません。
3. 当機構は、本条第1項の手続を行わなかったことや誤りがあることによって当機構に生じた不利益については、遡って当該本会員に請求できるものとします。

(会員情報の取扱い)

第14条

1. 当機構は、会員登録に際して、本会員の氏名・名称、郵便番号、住所・所在地、電話番号、電子メールアドレスなどの情報を取得し、利用します。当機構では、これら情報を、当機構のプライバシーポリシーに従い、適切かつ厳重に管理し、取り扱います。
2. 当機構は、当機構の保有する本会員に関わる個人情報を、当機構が別途定める個人情報の利用目的の範囲内で利用いたします。
3. 本会員は、自己が当機構に提供した本会員に関わる情報が正確であることを保証するものとします。当機構は、当該情報が不正確であることによって本会員または第三者に生じる損害については一切の責任を負わず、当機構に生じた損害の賠償を当該本会員に請求できるものとします。

(禁止事項)

第15条

本会員は、次に定める行為を行ってはなりません。

- (1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡、貸与、または担保等に供すること。
- (2) その他、当機構での活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、またはそのおそれがある行為。

(損害賠償)

第16条

本会員が、本サービス等の利用または提供において故意または過失によって当機構、他の本会員または第三者に損害を与えた場合、当該本会員はその損害を賠償しなければなりません。

(免責)

第17条

次の事由により本会員が被った損害については、当機構は一切の責任を負いません。

- (1) 地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、インターネット接続設備などの IT インフラ通信設備機器やその他諸設備機器の不調、損壊または故障、偶発事故、その他当機構の責めに帰することのできない事由。
- (2) 本会員の過失もしくは他の本会員または第三者の故意または過失。
- (3) NQの諸造作および設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等。

(損害遅延金)

第18条

本会員が債務の支払いに関して 30 日を超えて遅延した場合、当機構は、所定の支払期日の翌日からその支払いが実際に行われた日までの期間について、その日数に応じて未払額に年利3%の割合を乗じて計算した遅延損害金を請求することができます。

(NQの利用終了)

第19条

1. 天災地変その他の当機構および本会員の責めに帰すべからざる事由によってNQの全部または一部が滅失または毀損してNQの利用が不可能になったと当機構が判断した場合、NQの運営を終了する場合、その他当機構の必要と認める場合には、当機構は、理由の如何を問わず、本サービス等を終了することができる。
2. 前項により本会員の被った損害について、当機構はその責任を負わないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第20条

1. 本会員は、当機構に対して次に定める事項を確約するものとします。
 - (1) 本会員または本会員が所属する企業および団体で自らまたはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずるものをいう。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずるものまたはその構成員(以下、総称して「反社会勢力」という。)ではないこと
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、会員資格を取得するものではないこと。
2. 本会員は、NQを反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供してはなりません。また、NQが所在する建物およびNQに反社会的勢力の構成員または関係者を入室させ、またはこれを容認するなど、反社会的勢力にNQの全部または一部を占有させてはなりません。
3. 本会員が本条第 1 項または本条第 2 項に違反した場合、当機構は何等の催告なしに当該会員を除名することができます。且つ、これによって生じた一切の損害の賠償を当該本会員に請求できるものとします。
4. 前項による除名によって本会員に損害が生じた場合でも、当機構は一切の責任を負わないものとします。

(秘密保持)

第21条

1. 本規約において「秘密情報」とは、本会員が秘密である旨を明示して開示した情報および、本会員の利用期間中に、本会員が知り得た当機構または他の会員に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいいます。
2. NQは、不特定多数が利用する施設であり、本会員は自らの責任で秘密情報を管理しなくてはなりません。本会員の秘密情報が漏洩した場合でも、当機構は一切その責任を負いません。
3. 本会員は、NQで行われる日常的な交流やイベントを通じて得られる情報の中に秘密情報が含まれている可能性があることをあらかじめ認識しなくてはなりません。また、本会員がNQで行われる交流やイベント・プログラムを通じて得られた情報を自らの事業に活用する場合、必要に応じて相手方に確認する等、他の会員の権利を侵害しないように努めなければなりません。
4. 本条の規定にかかわらず、以下に該当することを本会員が証明することのできる情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示時点ですでに公知の情報、またはその後本会員の責によらずして公知となった情報。
 - (2) 本会員が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
 - (3) 開示時点ですでに本会員が保有している情報。
 - (4) 本会員が、開示された情報によらずして独自に開発した情報。
 - (5) 当機構が、第三者に対して秘密保持義務を課すことなく開示した情報。

(当機構の活動に関わる電子メールの送信の同意)

第22条

1. 当機構は、本会員から取得した電子メールアドレス宛てに、当機構が必要と認める事業やイベント等の告知や情報提供のための電子メールを送信することがあります。
2. 本会員は、当機構に対して電子メールアドレスを提供する場合、当機構が前号の電子メールを送信することについて同意します。

(存続条項)

第23条

第14条(会員情報の取扱い)、第15条(禁止事項)、第16条(損害賠償)、第18条(遅延損害金)、第20条(反社会的勢力の排除)、第21条(秘密保持)、前条(当機構の活動に関わる電子メールの送信の同意)、次条(準拠法及び合意管轄)、及び第25条(規定外事項)は、本会員が会員資格を喪失、退会、除名された後も、効力を有するものとします。

(準拠法及び合意管轄)

第24条

本規約の準拠法は、日本法とします。また、本規約に関する紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(規程外事項)

第25条

本規約に定めのない事項の解釈に疑義が生じた場合、当機構および本会員は、誠意をもって協議し、その解釈にあたるものとします。

(変更等)

第26条

当機構は、理事会の承認を得て本規約の内容を変更、追加または削除することがあります。

(本規約への同意)

第27条

入会を希望する方および本会員は、当機構が定める「ワンストップサービス利用申込書」の提出をもって、本規約に同意いただいたものとします。

【附則】

本規約は、2025年12月1日より施行するものとします。

【別表】 サービス一覧

サービス名	概要
NQ コラム等情報閲覧	再生医療に関するさまざまな情報・コンテンツの入り口となるポータルサイトにて、市場探索から治療までフェーズごとに必要な情報を閲覧・掲載できます。
NQ コンシェルジュサービス	再生医療を始めたいクリニックや事業進出を狙う企業をサポート。再生医療に関する情報の紹介や支援を行います。人材育成のための教育サービス、取り組み方について相談を受け付けるコンサルサービス、業務効率化支援システムなどを搭載したツール活用サービスを利用できます。
NQ セレクションサービス	細胞製造企業やアカデミア向けに、再生医療等製品の開発・商用化を見据えた部材調達の情報を紹介します。実績があり信頼性の高い原材料や工程資材に関するデータベースの提供に加え、少量購買・安定調達の支援、オリジナル資材の開発や提供も進めます。ユーザーにとって大きな負担となる「資材選定や調達」に係る労力を軽減できるメリットがあります。
NQ 輸送保管・環境分析サービス	細胞医薬品等の研究開発・製造、加工、供給を行う企業やアカデミアが抱える「保管・輸送、環境、分析等に係る手間」をまとめて任せられる管理業務サービスを提供します。